

# 島根原子力発電所1号機 廃止措置の状況

---

2022年 5月23日

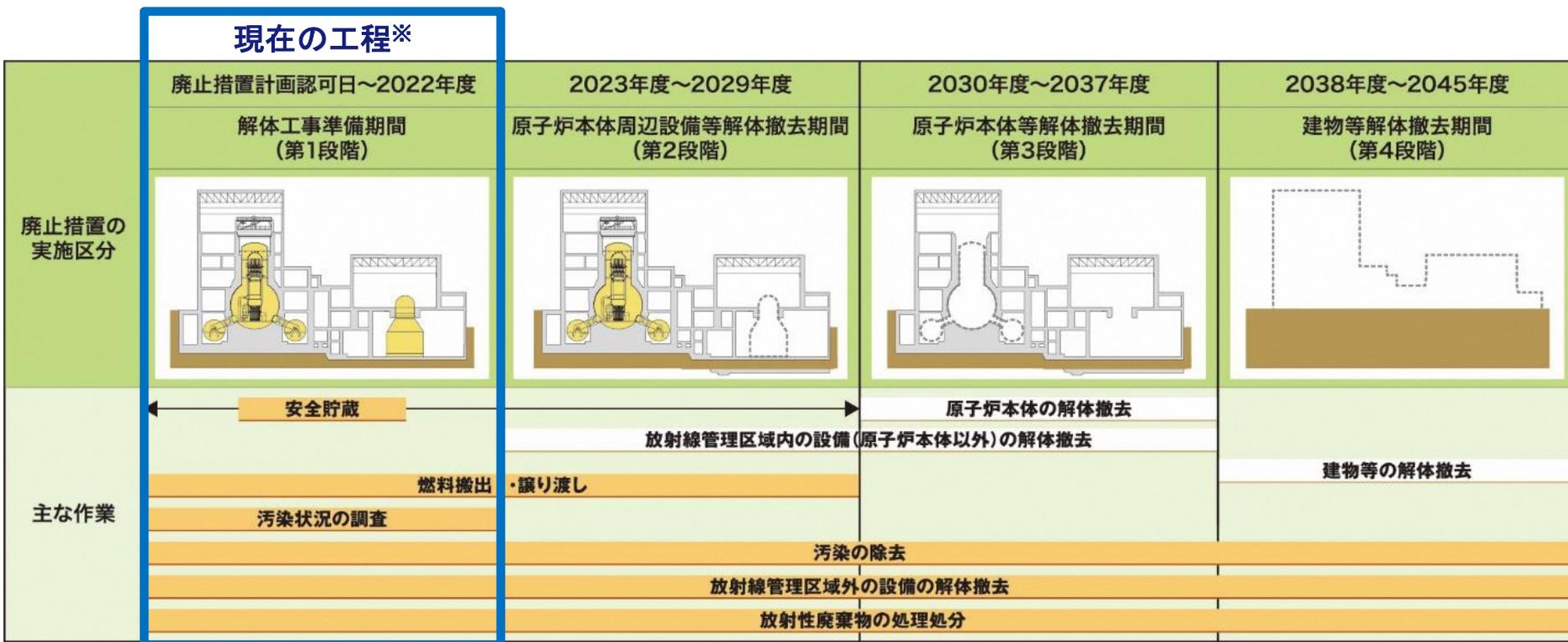
中国電力株式会社

# 島根1号機の設備概要と現在の状況

	1号機	2号機	3号機
営業運転開始	1974年3月	1989年2月	未定
定格電気出力	46万kW	82万kW	137.3万kW
原子炉型式	沸騰水型 (BWR)	沸騰水型 (BWR)	改良型沸騰水型 (ABWR)
運転状況	営業運転終了 (2015年4月30日)	2012年1月～ 停止中 (第17回定期検査中)	建設中 設備の据付工事完了
新規制基準への 対応状況等	廃止措置中 (2017年7月28日～)	原子炉設置変更許可を 受領 (2021年9月15日)	国へ適合性審査を申請 (2018年8月10日)

# 廃止措置の工程

- 廃止措置は工程を4段階に区分し、約30年かけて実施する予定です。
- 廃止措置作業は、2017年7月から着手しており、2018年9月に新燃料搬出が完了し、2018年12月より汚染のない設備の解体撤去作業に着手しています。
- 第2段階以降の具体的な作業計画については、改めて計画変更の認可申請を行う予定です。



※ 2022年3月29日 原子力規制委員会へ工程変更に係る廃止措置計画変更届出書を提出

○第1段階の「解体工事準備期間」では、第2段階以降の解体工事に向けた汚染状況の調査や新燃料の搬出、放射線の管理区域外にある役目を終えた設備の解体撤去などを行い、廃止措置を着実に進めています。



汚染状況の調査  
(線量率測定箇所へのマーキング【完了】、  
現在、データ取りまとめ中)



未使用の新燃料92体 搬出・譲り渡し【完了】



放射線管理区域外にある役目を終えた設備の解体撤去  
(タンクの吊り上げ【完了】)



放射線管理区域外にある役目を終えた設備の解体撤去  
(中央制御室制御盤の撤去【完了】)

# 廃止措置作業の状況について(2/2)

前回(2021.2.25)資料に  
進捗状況を追記

4



放射線管理区域外にある役目を終えた設備の解体撤去  
(中央制御室床下貫通ケーブルの撤去【完了】)



放射線管理区域外にある役目を終えた設備の解体撤去  
(主変圧器等の撤去【完了】)



放射線管理区域外にある役目を終えた設備の解体撤去  
(除じん機の解体撤去【完了】、  
現在、吊上げクレーン解体撤去中)



放射線管理区域外にある役目を終えた設備の解体撤去  
(原子炉建物空気冷却系冷凍機の解体撤去【完了】)

# 廃止措置工程の変更

## 【変更の理由】

2020年4月に申請した撤去済み蒸気タービンのクリアランス※<sup>1</sup>測定・評価方法に係る審査※<sup>2</sup>の対応状況等を踏まえ、第2段階中の解体撤去工事に伴い発生するクリアランス制度対象物の推定発生量等を再検討し、廃止措置計画に反映するため、**第2段階の開始時期を延期(2022⇒2023年度。以降の工程は変更なし)することとし、工程変更に係る「廃止措置計画変更届出書」を提出した。(2022年3月29日)**

※<sup>1</sup> 原子力発電所の解体や運転によって発生する大量の金属やコンクリートなどのうち、放射能が非常にわずかなもの(再利用されたとしても人体への影響が0.01mSv/年以下)は、国の認可・確認を受けることにより、一般の廃棄物と同様に再利用や処分ができる。この制度を「クリアランス制度」という。

※<sup>2</sup> 島根原子力発電所1号機および2号機の蒸気タービンは、過去に取り替えを実施し、撤去した設備は1号機のタービン建物や倉庫で適切に保管している。当社は、これらの撤去済みのタービン設備を資源として再利用するため、クリアランス制度を適用することとし、2020年4月7日に、原子力規制委員会へクリアランス測定・評価方法の認可を申請。現在、同委員会による審査を受けている。

# 廃止措置工程の変更内容

## 廃止措置工程(変更後)

※ 第2段階の開始を1年先送り(2022⇒2023年度。以降の工程は変更なし)

年度	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035	2036	2037	2038	2039	2040	2041	2042	2043	2044	2045
廃止措置工程	解体工事準備期間						原子炉本体周辺設備等 解体撤去期間						原子炉本体等解体撤去期間						建物等解体撤去期間											
	(第1段階)						(第2段階)						(第3段階)						(第4段階)											
	核燃料物質の搬出及び譲渡し																													
	汚染状況の調査																													
	核燃料物質による汚染の除去																													
							安全貯蔵						原子炉本体の解体撤去																	
							管理区域内の設備(原子炉本体以外)の解体撤去												建物等の解体撤去											
	管理区域外の設備の解体撤去																													
	放射性廃棄物の処理処分																													

## 【参考】これまでの主な経緯

- ・2016年 4月28日 廃止措置計画について、関係自治体と締結する安全協定に基づく事前了解の申し入れ等※を実施
  - ・ ~7月 1日 関係自治体から廃止措置計画の申請について了解する等の回答を受領
  - ・ // 7月 4日 原子力規制委員会へ廃止措置計画認可を申請
- ・2017年 2月14日 原子力規制委員会へ廃止措置計画認可申請書に係わる補正書を提出
  - ・ // 4月19日 原子力規制委員会が廃止措置計画を認可
  - ・ ~7月11日 関係自治体から廃止措置計画について事前了解等の回答を受領
  - ・ // 7月28日 廃止措置作業に着手(汚染状況の調査)
- ・2018年 9月 7日 新燃料の搬出・譲り渡し完了
  - ・ // 12月 3日 放射性物質による汚染のない設備の解体撤去作業に着手
- ・2021年 10月 1日 原子力規制委員会へ廃止措置計画変更認可(島根2号機 設置変更許可関連事項の反映)を申請
- ・2022年 3月11日 原子力規制委員会が廃止措置変更計画を認可
- ・2022年 3月29日 原子力規制委員会へ廃止措置計画変更(工程変更)を届出

※ 島根県、松江市

…「島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定」に基づく事前了解を申し入れ。

出雲市ならびに鳥取県、米子市および境港市

…当時の「島根原子力発電所に係る出雲市民の安全確保等に関する協定」ならびに

「島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定」に基づき計画概要を報告。

安来市、雲南市

…当時の「島根原子力発電所に係る情報連絡について」に基づき連絡。